

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月15日

東京都知事 殿

提出者

住 所 東京都渋谷区道玄坂1-21-1

氏 名 日本航空電子工業株式会社

社長 村木 正行

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3780-2711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日本航空電子工業株式会社 昭島事業所
事業場の所在地	東京都昭島市武蔵野3-1-1
事業の種類	電子部品・デバイス・電子回路製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

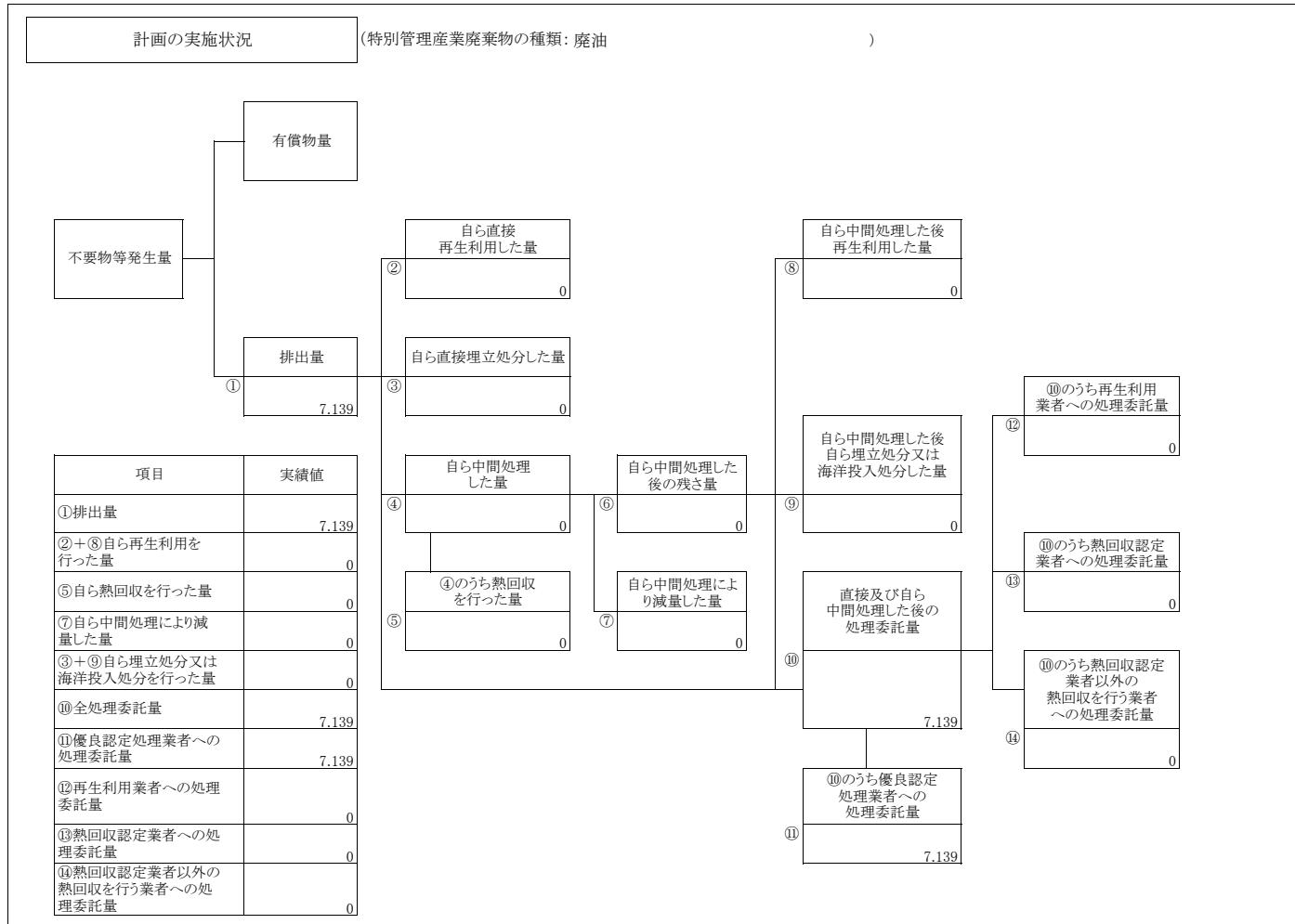
項目	目標値	項目	目標値
排出量	81.648t	全処理委託量	81.648t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	81.478t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	0.170t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

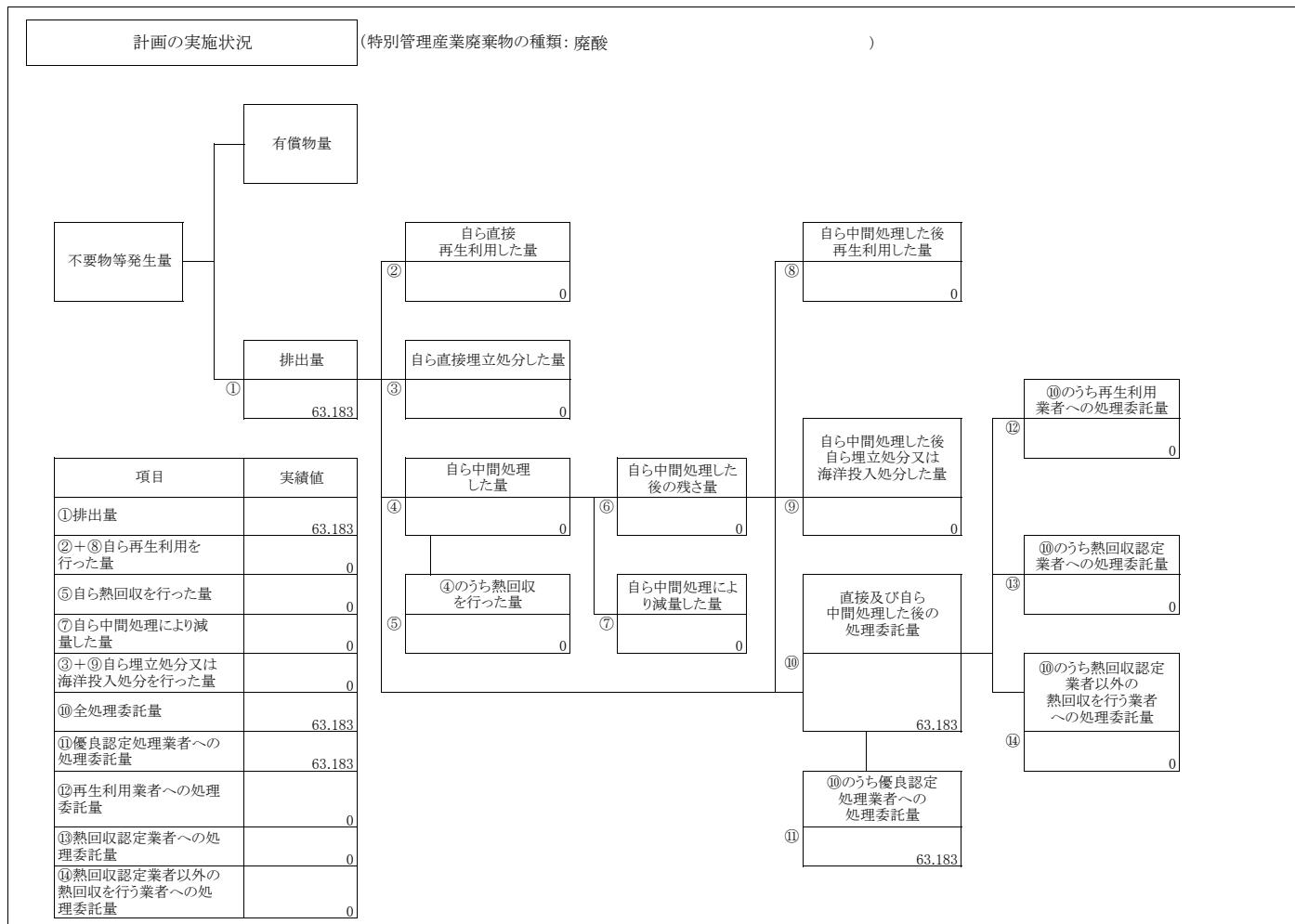
電子情報処理組織の使用に関する事項

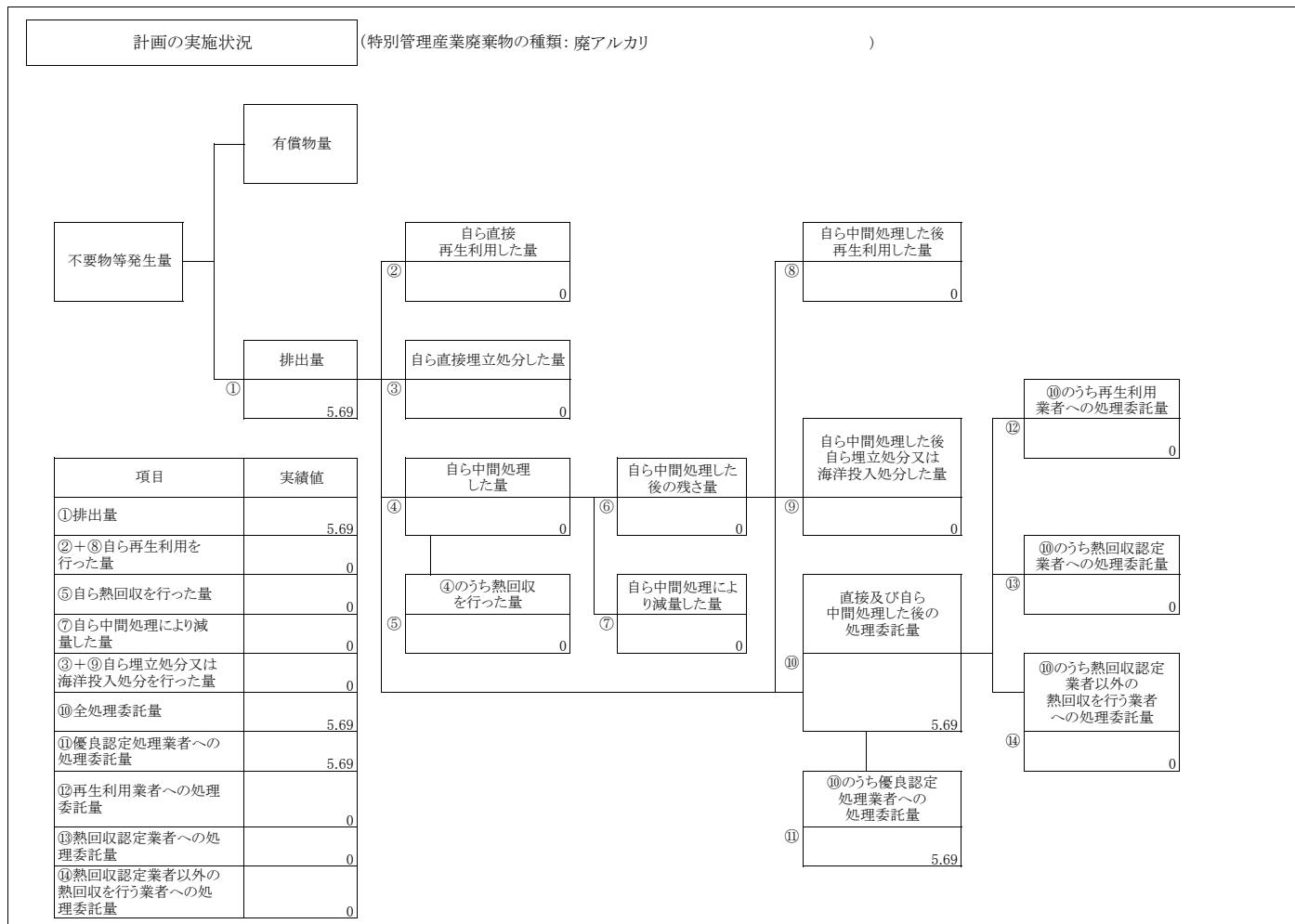
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 55.792t 前 年 度 111.785t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 昭島事業所は、平成26年度から全ての産業廃棄物に対して電子マニフェストで運用を行っています。 また、新たな処理委託先の選定においても、電子情報処理組織加入を条件にしています。	

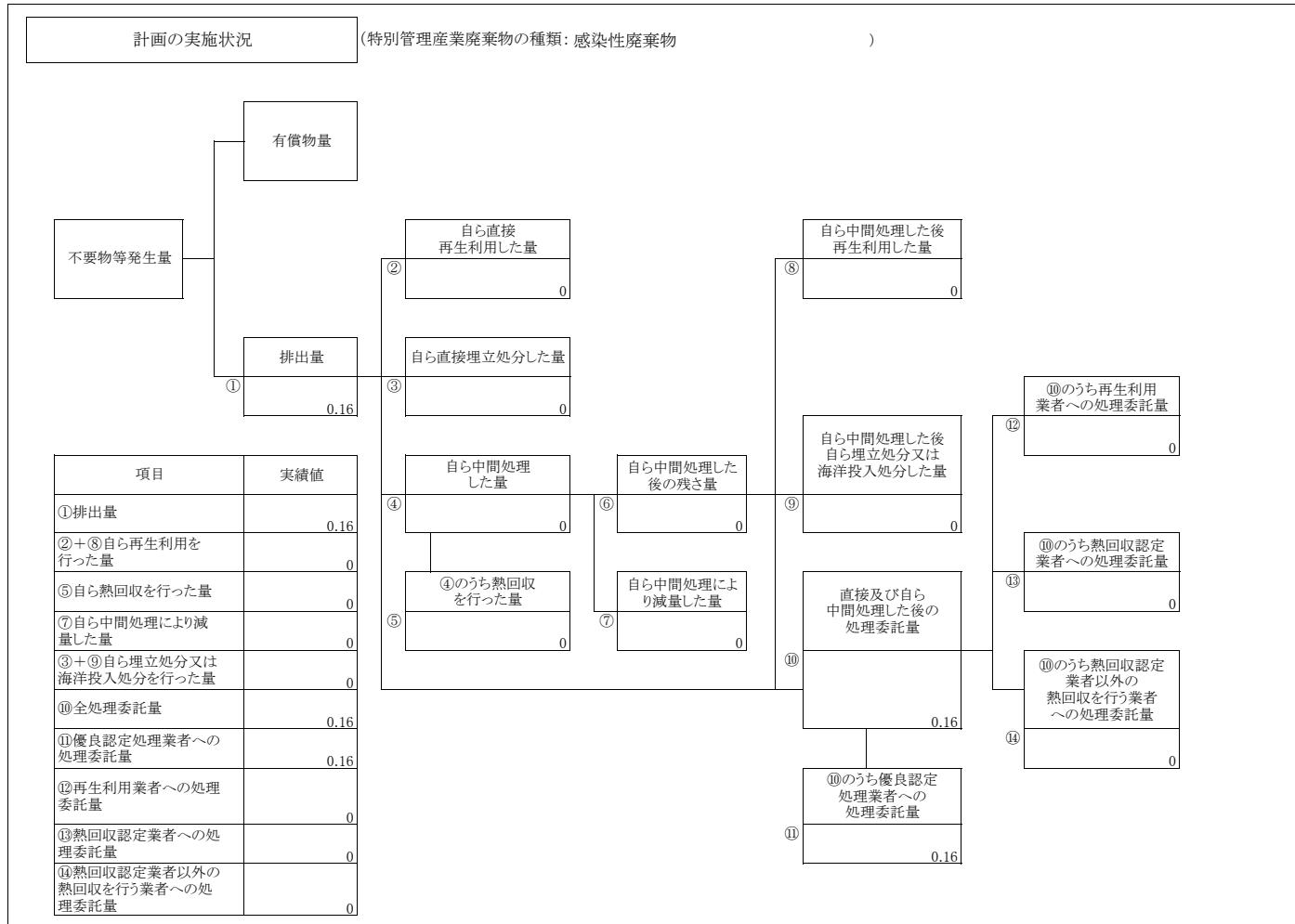
※事務処理欄

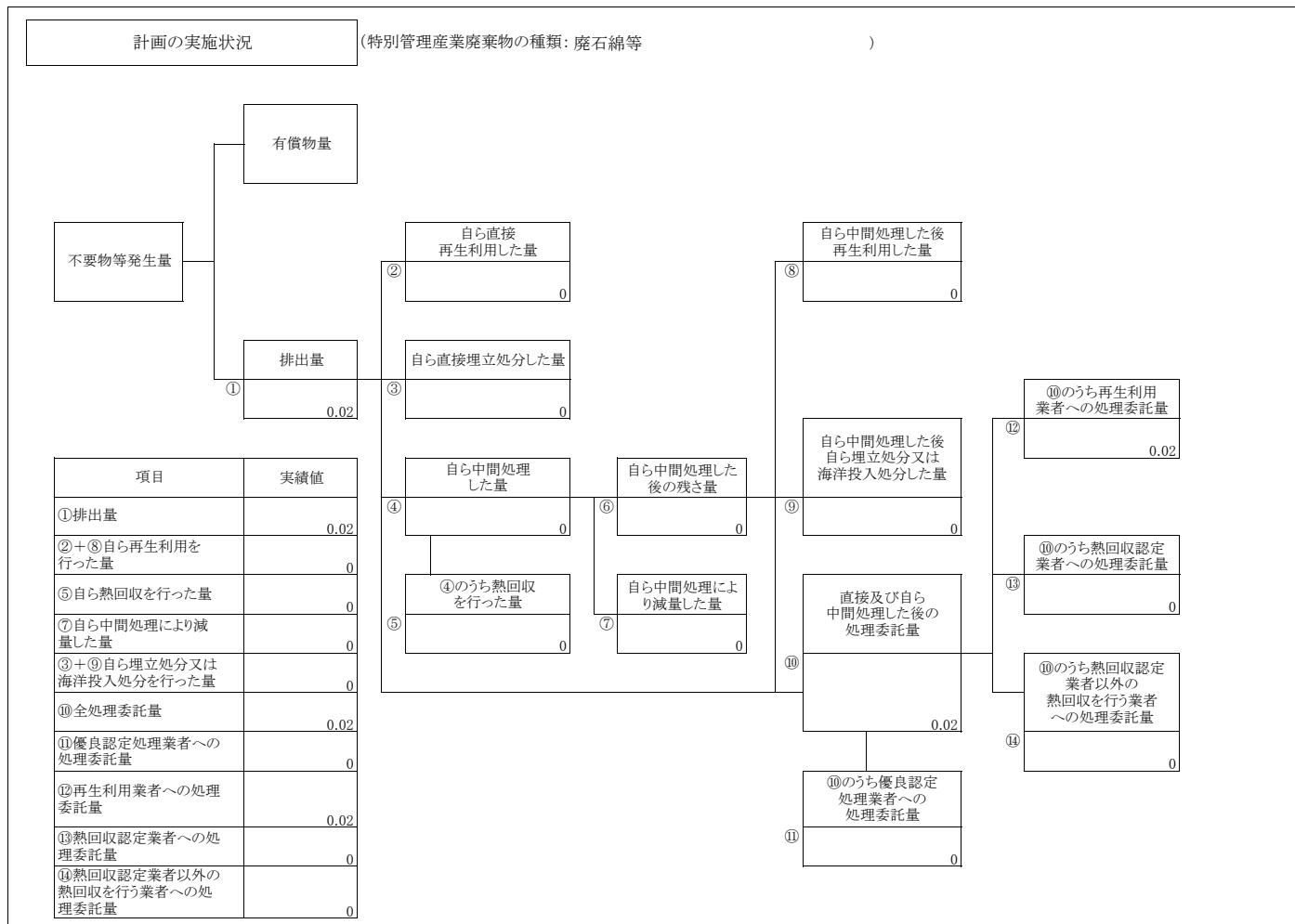
(日本産業規格 A列4番)

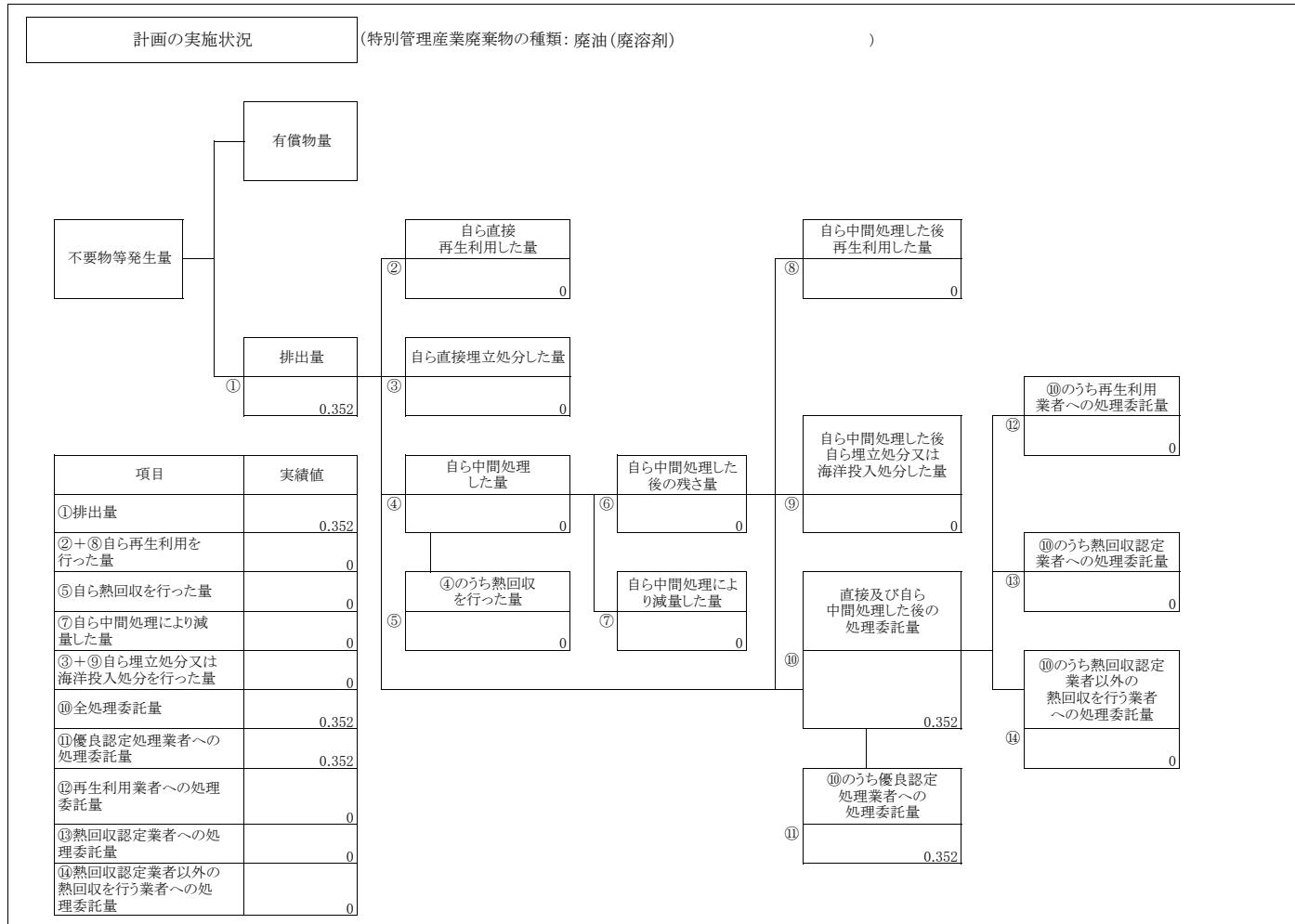












計画の実施状況		(特別管理産業廃棄物の種類:汚泥(金属等を含むもの))
不要物等発生量	有償物量	
①排出量	自ら直接 再生利用した量 ②	自ら中間処理した後 再生利用した量 ⑧
	0	0
	自ら直接埋立処分した量 ③	
	0	
	自ら中間処理 した量 ④	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑨
	0	0
	自ら中間処理した後の残さ量 ⑥	
	0	
	④のうち熱回収 を行った量 ⑤	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 ⑩
	0	0.021
	自ら中間処理により減 量した量 ⑦	
	0	
項目	実績値	
①排出量	0.021	
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	
⑤自ら熱回収を行った量	0	
⑦自ら中間処理により減量した量	0	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	
⑩全処理委託量	0.021	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.021	
⑫再生利用業者への処理委託量	0	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	
		⑩のうち再生利用業者への処理委託量 ⑫
		0
		⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑬
		0
		⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 ⑭
		0
		⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量 ⑪
		0.021

計画の実施状況		(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(金属等を含むもの))
不要物等発生量	有償物量	
①排出量	自ら直接 再生利用した量	自ら中間処理した後 再生利用した量
35.22	0	0
項目	実績値	
①排出量	35.22	
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	
⑤自ら熱回収を行った量	0	
⑦自ら中間処理により減量した量	0	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	
⑩全処理委託量	35.22	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	35.22	
⑫再生利用業者への処理委託量	0	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	
①排出量	35.22	
④自ら中間処理した量	0	
⑥自ら中間処理した後の残さ量	0	
⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	0	
⑪直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	35.22	
⑫⑩のうち再生利用 業者への処理委託量	0	
⑬⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	0	
⑭⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	0	
⑪⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	35.22	

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。